

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の休日勤務手当に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第21条の規定に基づき、教職員の休日勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(休日勤務手当の支給される日)

第2条 旧給与規程第21条の別に定める日は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「旧勤務時間等規程」という。）第7条の規定により定められた週休日に当たる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の直後の勤務日等（旧勤務時間等規程第15条に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。）（当該勤務日等が旧給与規程第21条に記載する「別に定める日」に規定する休日等又は旧勤務期間等規程第11条に記載する「別に定める日」に規定する理事長が指定する日に当たるときは、当該休日等又は当該理事長が指定する日の直後の勤務日等）とする。

附 則

(施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。